

社発第 T-772 号
2026 年 1 月 5 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

貸借取引の銘柄別制限措置の解除等について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、貸借取引の銘柄別制限措置の解除等について、下記のとおりご通知申し上げます。

記

1. 貸株利用等に関する注意喚起の取消

コード	対象銘柄
-	該当なし

2. 申込停止措置の解除

コード	対象銘柄
-	該当なし

3. 申込停止措置の解除および今後の貸株利用等に関する注意喚起の通知

コード	対象銘柄
-	該当なし

※ 当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

4. 申込停止措置の一部解除（解除日（約定日）：2026 年 1 月 6 日）

コード	対象銘柄	解除する措置	継続する措置
8013	（株）ナイガイ	口	イ

（措置の対象）

- イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。）に伴う貸株申込および融資返済申込み
 - ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび貸株申込み
 - ハ. 金融商品取引所の立会外取引および PTS における立会外取引に類似する取引を利用した制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分のロ、およびハ、につきましては対象外といたします。
- また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご留意ください。

以上